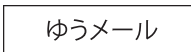




料金後納



ゆうメール

差出人

LNET

〒550-0004 UTUBO HONMACHI 1-10-24

還付先

LNET 係 (アーバン・スペース株式会社内)

〒463-0024 名古屋市守山区脇田町 303



びよこニュース

2021.1月号



不動産相続の相談窓口

新年あけましておめでとうございます

皆様には健やかに新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。旧年中はひとかたならぬご厚情をいただき、スタッフ一同より御礼申し上げます。

昨年は、突如としてコロナウィルスが蔓延し世界中を混乱に陥れ、世界の人々の価値観や生活習慣などが激変しました。時代のスピードが日々一段と早くなっているような気が致します。

『**不動産の新たな価値創造で未来を切り拓く**』という経営理念に基づき、今までに無かった不動産の新たな価値を生み出すとともに既存の価値の見直しや組み合わせによって、未来への道を切り拓き皆様のより豊かな暮らしを創造していく所存です。

本年も新年早々、守山区の上志段味においてコロナ対策を念頭に置いた、全換気(花粉症にも効果がある)及び新断熱システムを取り入れた住宅のモデルルームを設置いたします。

本年もスタッフ一同、更なるサービス向上に誠心誠意努めて参ります。より一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

皆様のご健康とご多幸をお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年も宜しく願い申し上げます。

むらまつ ひとし
村松 砥而

代表取締役 むらまつ ひとし
村松 砥而

- 1963年 名古屋市守山区に生まれる。愛知県立旭丘高等学校・武蔵工業大学建築学科卒業後、大手ハウスメーカー及び建築会社に勤務する。
- 1989年 アーバン・スペース株式会社設立。代表取締役に就任。以後、不動産にまつわるIT関連会社等の数社を創業する。
- 1999年 名古屋市長議員当選(守山区選出) 2007年まで2期8年任期を務める。
- 2008年~ アーバン・スペースの仕事に力を注ぐ。
- 2012年 ひよこブランド立ち上げ。
- 現在 お客様のご要望と地域に貢献するため、不動産にまつわる問題に取り組む。



※このようなお手紙がご不要の場合は、お手数ですが下記までご連絡ください



パソコン・スマホから申し込みかてきます!



ひよこ土地活用



検索

URL <https://u-space-kd.com/>

〒463-0024
名古屋市守山区脇田町 303
アーバン・スペース株式会社

☎052-737-1458

民法改正（「遺留分減殺請求」から「遺留分侵害額請求」へ）

事例

被相続人：父（母は既に他界）

相続人：長男、次男の二人 遺言：「長男へ全財産を相続させる」

相続財産：上場株式 4,000 万円のみ（含み益：1,000 万円）

相続税負担なし（基礎控除4,200万円以下）

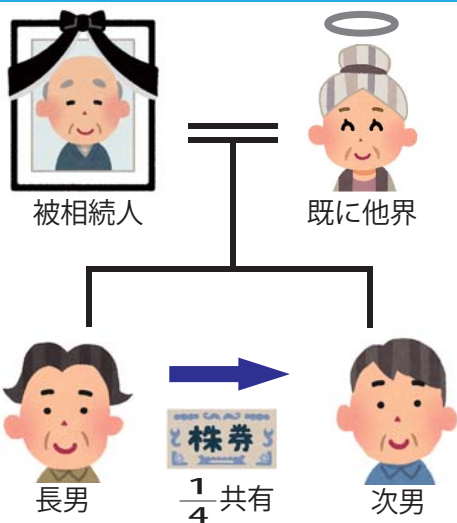
（法定相続分）

遺留分侵害：次男は 1,000 万円の遺留分請求が可能 $(4,000 \text{ 万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 1,000 \text{ 万円})$



《次男が長男に遺留分を請求する（内容証明で可能）と…》

改正前：遺留分減殺請求（物権的効力説と呼ばれていました）



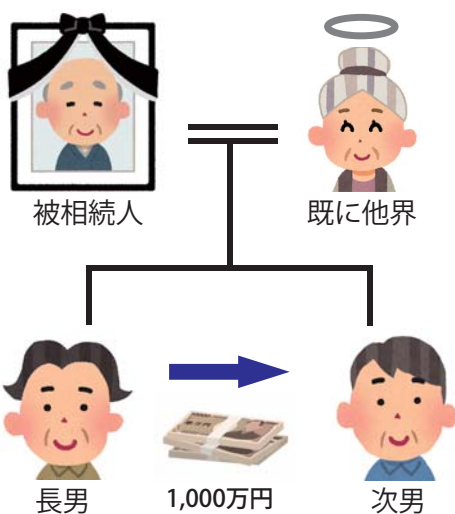
法律的には、上場株式に対して **4分の1 持分請求** するという整理になります。

裁判で判決を受けると **相続財産を共有** することになり、請求する側もメリットがあるとは言えませんでした。そのため、**金銭賠償を認める** ことがほとんどでした（価額弁償）。

本ケースでは、**現金がないため、上場株式 4分の1 (1,000万円：含み益250万円) を次男に渡す** とした場合、長男には税金負担はありません。

令和元年7月1日改正

改正後：遺留分侵害額請求（金銭債権として請求）



法律的には、次男は長男に対して1,000万円の**金銭を支払うよう請求** できることになりました（民法1046条1項）。

長男は次男に金銭債務（お金を支払う義務）を負っているが資金がないため、その代わりとして**現物で弁済**（代物弁済）ことになります。

本ケースでは、**現金がないため、上場株式 4分の1 (1,000万円：含み益250万円) を次男に渡す** とした場合、長男は証券会社で**上場株式 4分の1 を売却し、その資金を次男に譲渡** したとして整理されます。

そのため、所得税（譲渡所得）約50万円（＝含み益250万円 × 20.315%）の税金を支払う必要があります。



遺留分侵害が生じる遺言を作成する場合には、**遺留分侵害額に対するだけの資金準備** をしておくと同様な手続きとなります。

（税理士法人レディング 代表税理士 木下勇人）